

第8期 第11回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年6月7日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（3人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（7件）
 - 議案第35号 農地法第3条の許可申請について（3件）
 - 議案第36号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について（1件）
 - 議案第37号 農地法第5条第1項の許可申請書について（3件）
7. 農業委員会事務局職員（4人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中16名です。8番 ○○ 委員、10番 ○○ 委員、14番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は○○推進委員が傍聴されます。それでは○○会長お願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

田植えが終盤を迎えて大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。さて、改正法の関係ですが、29日に参議院を追加いたしまして、可決成立いたしました。6月5日には交付されておりますので、新法が進んできている状況です。これから食料農業農村基本法の基本計画が国で作成される段取りとなっております。情報といたしましては今回の法改正とも関連するのですが、数年うちに環境直払制度が始まるようです。これは田畑関係なく直接農家へ支払っていく交付金が創設されるようです。農林水産の限られた予算の中で、すでにある交付金との関連がどのようになるのか注視していく必要があると考えております。

今回の案件は7件と非常に少ないのですが、慎重に審議していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは只今から第11回農業委員会を開会いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、12番 ○○ 委員さん、13番 ○○ 委員さん、よろしくお願いします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第35号農地法第3条の許可申請について、3件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第35号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○ ○○さん。土地は、○○番、田、487㎡。同所同字○○番、田、578㎡。計2筆で合計面積は1,065㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は4,667㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願い

いします。

○委員 ○○委員

説明いたします。地図は4ページです。○○の北側です。譲渡人の○○さんは元々譲受人の○○さんの家の近くに住んでおられましたが、家も処分されて市外にでております。以前からの小作権がついており、○○さんが耕作されてきた土地ですので特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、199㎡。外4筆で計5筆。合計面積は762㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、動噴、草刈機、軽トラックを父から貸借するとのことです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は6,453㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 ○○委員

説明いたします。○○さんは会社経営をされておりましたが、会社を処分して県外に移住することから所有している畑の買い手を探していたところ、○○さんと売買で話がまとまりました。

地図は5ページになりまして、場所は○○の東側で申請地横が譲受人の○○さんの家でございます。自宅から近く野菜を作付けされるとのことでした。問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん土地は、〇〇番〇、畑、329㎡。外3筆で計4筆。合計面積は1,862㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物はシキミです。主な農機具の保有状況は、動噴、草刈機、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年5月24日11時から〇〇委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、以前から両親が行う農作業の手伝いをしており、自らも農地を耕作したいと思っていたところ、譲渡人は今後農業をする予定はないことから売買で話がまとまった。動噴、草刈機、軽トラックを所有しており、年間を通してシキミを栽培し、収穫物については産直市やネットへの販売を行うとのことです。今後、父から農業の指導助言を得ながら収穫量の増加と経営規模拡大を考えているとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間150日間程度農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は6ページになります。先ほどの2番の案件と譲渡人は同じでありまして、県外に転出されるため土地を処分したいとのことでした。譲受人は先ほど事務局から説明があったとおりで、本人と面接し耕作できるかどうかを判断いたしました。場所は〇〇地区になりまして、近くに〇〇がございます。その下に農地が広がっており

まして、ユーカリ等を作付けされています。申請地の現状は草が生えておりまして、一年に一回は〇〇さんが草刈りして維持管理していたわけですが、今後は〇〇さんがシキミ栽培をするとのこと。転用せずに農地として維持管理してほしいと伝えております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第36号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第36号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

農用地区域からの除外の案件になります。

4番 所有者 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、483㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地。転用目的は露天資材置場。開発許可は不要で、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、申請地が私の担当地区となりますので、説明いたします。

地図7ページをご覧ください。申請地の東側に〇〇がございまして、北側の土地とは10メートルの擁壁がございまして。西側は山林で南側には鉄工所がございまして。申請地は私が耕作をしておりましたので、現地も分かっております。特に周辺にも影響を及ぼす恐れはないことから、特に問題ないと思いますので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明させていただきましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第37号、農地法第5条第1項の許可申請書についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第37号、農地法第5条第1項の許可申請書についてご説明します。

5番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、269㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地です。転用目的は農家住宅です。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。なお、この案件につきましては1月10日開催の第6回、本農業委員会総会で農用地からの除外を可とする旨の議決をいただいている案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが本日欠席ですので事務局にて確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明いたします。譲渡人と譲受人の関係につきましては、〇〇さんのお孫さんが〇〇さんで、ご主人さんが〇〇さんです。現在同居され〇〇さんも高齢であることから、その農業を夫婦で手伝っている状態です。住居も手狭になってきましたので、今般農家住宅を建設するとのことでの転用申請でございます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明させていただきましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 京都府相楽郡精華町〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、742㎡。同所同字〇〇番〇、田、950㎡。同所同字〇〇番〇、田、487㎡。計3筆で合計面積2,179㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地。転用目的は工場、倉庫、事務所、露天駐車場。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。なお、本件につきましても2月9日開催の第7回、本農業委員会において、除外を可とする旨の議決をいただいている案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

先ほど事務局から説明があったとおり、2月9日の本委員会で承認をいただいた農用地区域からの除外の関係でして、内容についてはその時と変更ないため承認しております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明させていただきましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○ 委員

除外の時にも説明があったと思いますが、○○さんはどういった会社ですか。

○事務局

お答えいたします。梱包機、封入機、ファクトリーオートメーションの機材の設計及びロボット組立、販売、据付。東温市内にも取引業者がございますし、県内に13社の取引があるそうです。拠点を東温市に構えて事業の拡大を考えておられるとのこと。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○○。土地は、○○番○、田、269㎡。同所同字○○番○、田、1,127㎡。計2筆で合計面積1,396㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は○○番○が第2種農地で、○○番○が第1種農地です。転用目的は露天駐車場、露天資材置場。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。なお、本件につきましても2月9日開催の第7回、本農業委員会において、除外を可とする旨の議決をいただいている案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

○○につきましては、以前説明いたしましたが、防水塗装関係の仕事を営んでおります。使用目的については会社の資材置場、並びに駐車場として利用されるということです。特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明させていただきましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、7件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年7月10日となっております。

以上で第11回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。